

2.2 環境施策の基本となる条例及び計画

(1) 環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、計画等

環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の総合的な計画への集約（統合）あるいは個別計画への細分化について、その方向性と理由について調査を行った。

① 策定状況

■環境や持続可能な地域づくりに関する記述のある計画等（分野・内容問わず）があるかどうかについては、「ある」が約8割であった。

■都道府県及び政令市では全自治体が「ある」とした。昨年度同様に人口規模別では、1万人以上の自治体で8割以上、10万人以上の自治体では9割以上の自治体が「ある」とした。

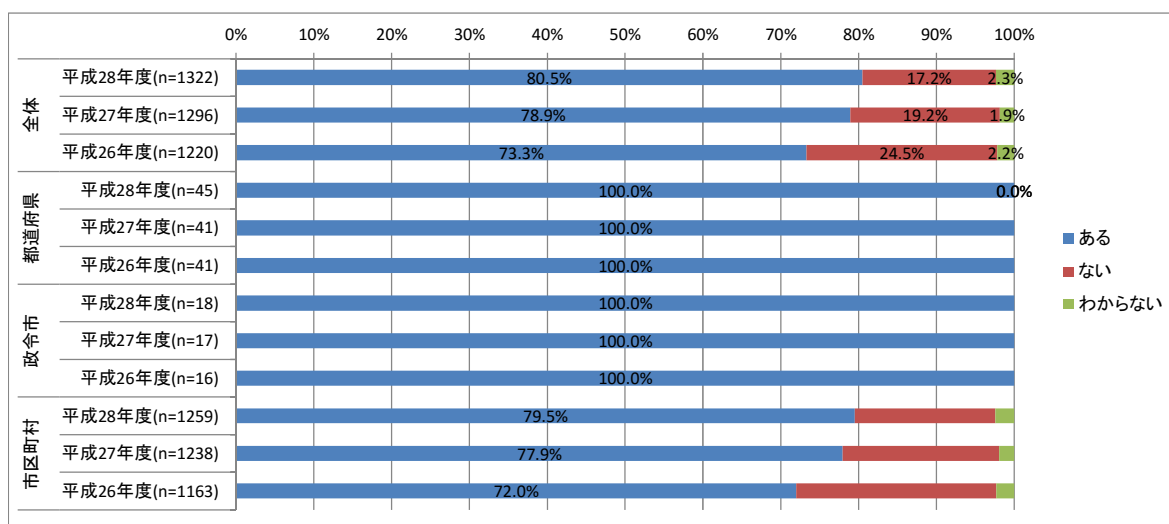


図 3 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の策定状況

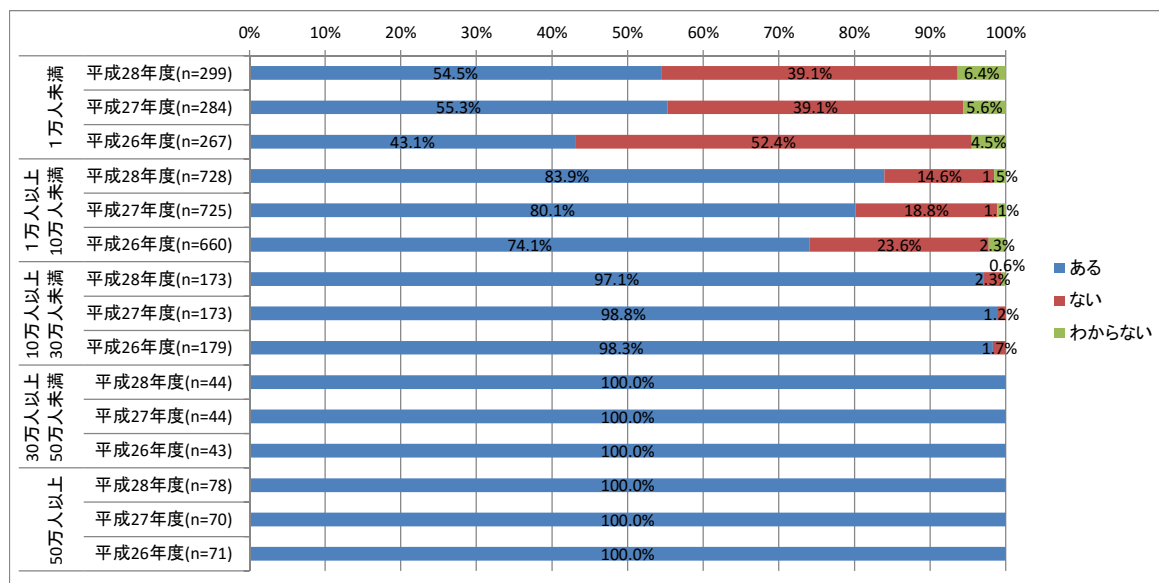


図 4 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の策定状況（人口規模別）

② マスタープラン、基本構想、計画等の内容、総合的な計画への集約（統合）あるいは個別計画への細分化についてその方向性と理由

■環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、計画等がどのようなものかについて、「総合計画と各種個別計画」は全体の65.9%で、「総合計画のみ」が26.4%、「個別計画のみ」が6.3%を占めた。

■都道府県及び政令市では全自治体が「総合計画」もしくは「個別計画」を記述していると回答した。人口規模別では10万人以上の自治体では9割以上の自治体が「総合計画と各種個別計画」を記述していると回答した。

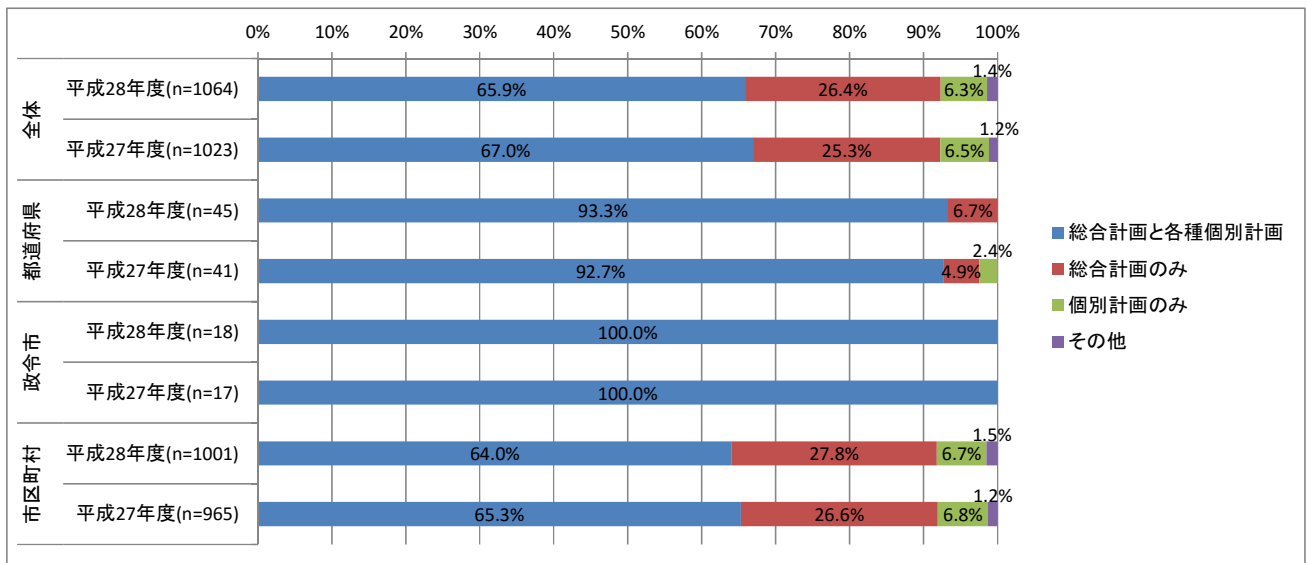


図 5 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の状況

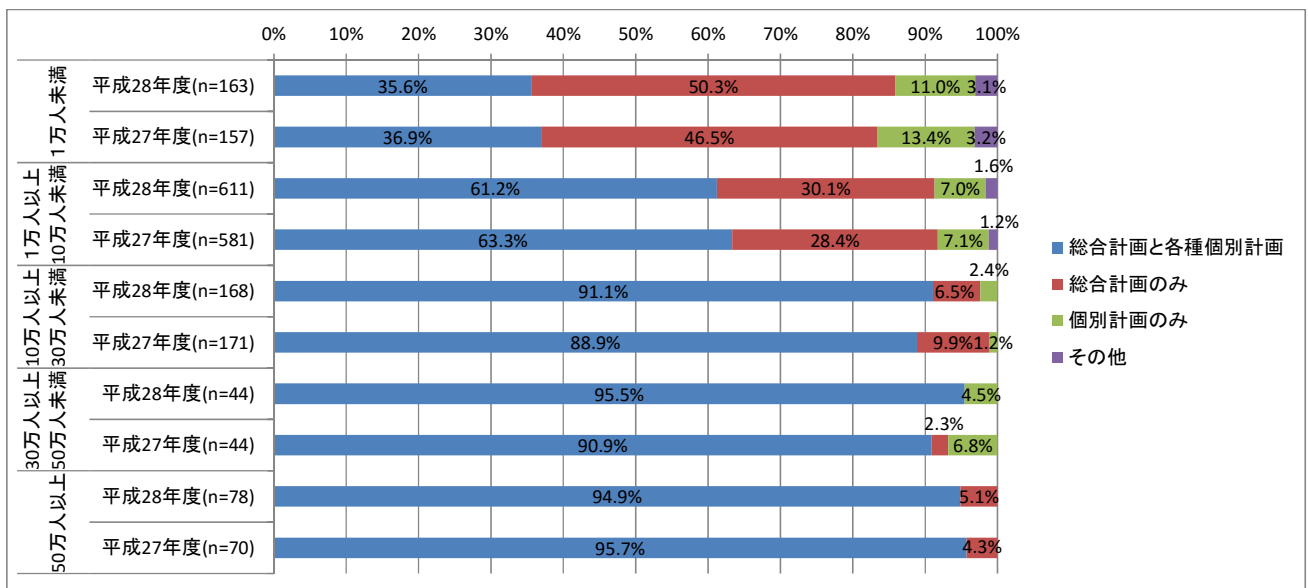


図 6 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の状況（人口規模別）

【方向性と理由】

総合的な計画への集約（統合）あるいは個別計画への細分化について、その方向性と理由について、以下のような回答が挙げられた。

＜集約（統合）＞に関する回答の事例

- ・現在の総合計画と個別計画に体系づけることにより、各種施策を実施し、市民の満足度を高める必要があると考えられるため、引き続き進めていく。
- ・昨年度新たに制定された当町の総合的な計画と、すでに制定されている当町の環境基本計画において、環境に関わる施策・目標に齟齬が生じており、すり合わせや見直しの必要が出ている。また、来年度は当町の環境基本計画の見直しの年になっており、その中で総合的な計画に集約する可能性はある。
- ・環境に関する個別計画において、環境基本計画、温暖化対策実行計画（事務事業編）、新エネルギービジョン、一般廃棄物処理計画等、根拠法令や計画期間が異なることから複数の計画が存在しているが、整合性や重複記述を避けるため、可能な限り集約を行うことを検討している。
- ・地球温暖化対策地域推進計画を環境基本計画へ内包させる作業を進行中
- ・環境分野に限らないことではあるが、計画数が膨大になっており管理しきれない状況となっている。具体的な方向性は示されていないが、今後計画の統合を検討することになると考えられる。

など

＜細分化＞に関する回答の事例

- ・変化する環境に配慮し、環境への負荷が少なく持続発展が可能な循環型社会を作り上げていく上で、計画の細分化は必要になると考える。近年の社会経済活動の進展は、人々の生活の利便性を高めている。同時に、地域の生態系に悪影響を及ぼしている。また過度の環境破壊により地球温暖化やオゾン層の破壊が進行することで、人々の生活基盤である地球環境にも揺るがしかねない事態となる。変化する環境問題に、新たな対応が求められる近代社会において、総合計画を基に計画の細分化し、柔軟な対応が出来るようにする必要がある。
- ・現段階では大まかな概略しかない。今後は省エネ法、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく細分化を考えている。
- ・環境基本計画から地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を細分化し策定する。
- ・環境分野だけでも多岐にわたる内容について、政策管理をしていくには、総合計画だけでは書ききれない。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.1 から p.8 に記載している。

(2) 環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況

環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況について調査を行った。

【条例】

■環境施策の基本となる条例の策定状況は、全体では74.6%が策定済みとなった。平成26年度から減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■政令市では全自治体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割以上が策定済み又は策定作業中となった。また、1万人未満の自治体では、策定済みが約4割であった。また策定作業中の自治体はなかった。

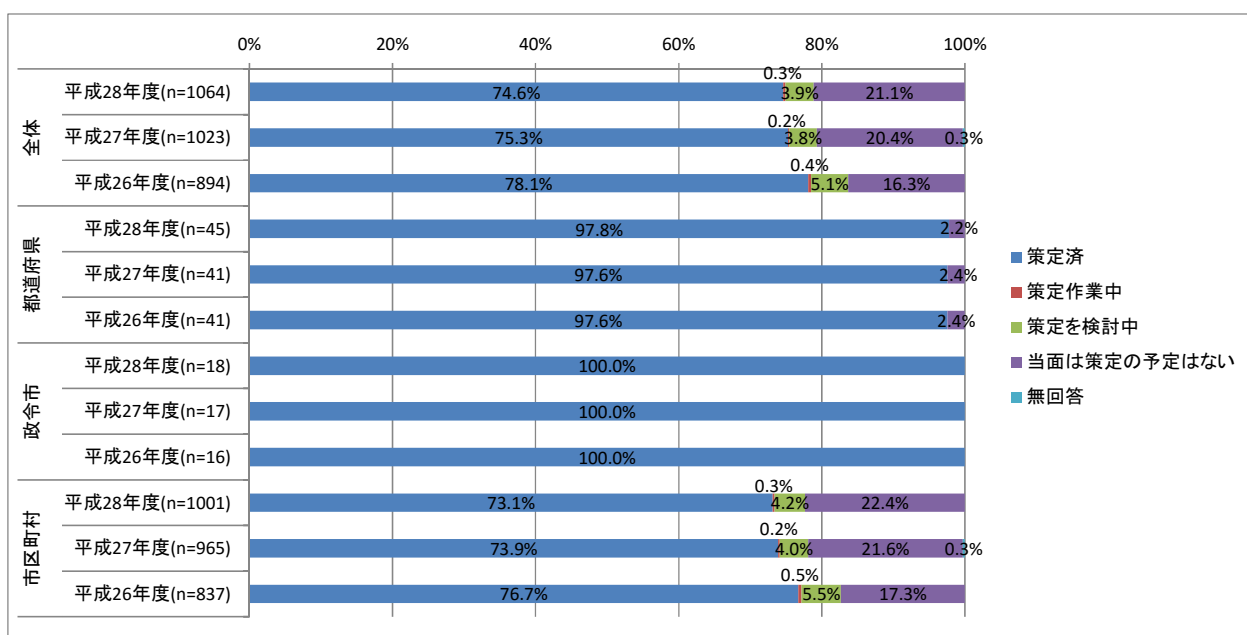


図7 環境施策の基本となる条例の策定状況

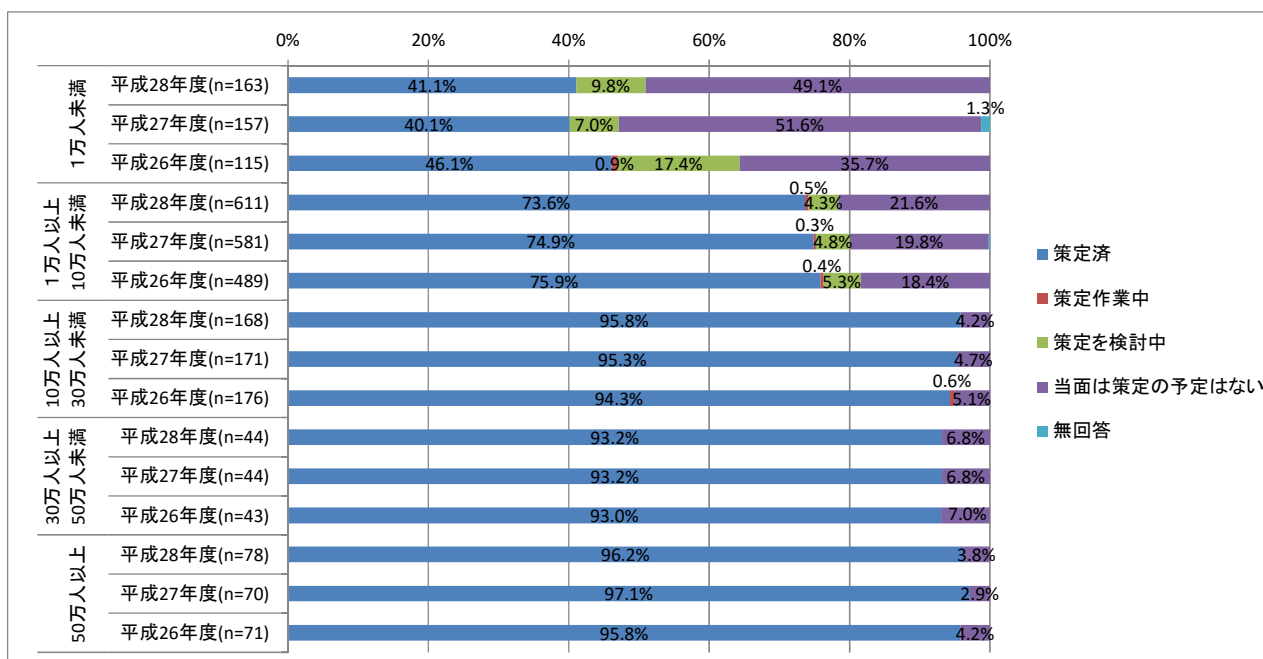


図8 環境施策の基本となる条例の策定状況（人口規模別）

【計画】

■環境施策の基本となる計画の策定状況は、全体では74.7%が策定済みとなった。昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■都道府県及び政令市では全自治体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割以上が策定済み又は策定作業中となった。一方、1万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中が約4割となっており、昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

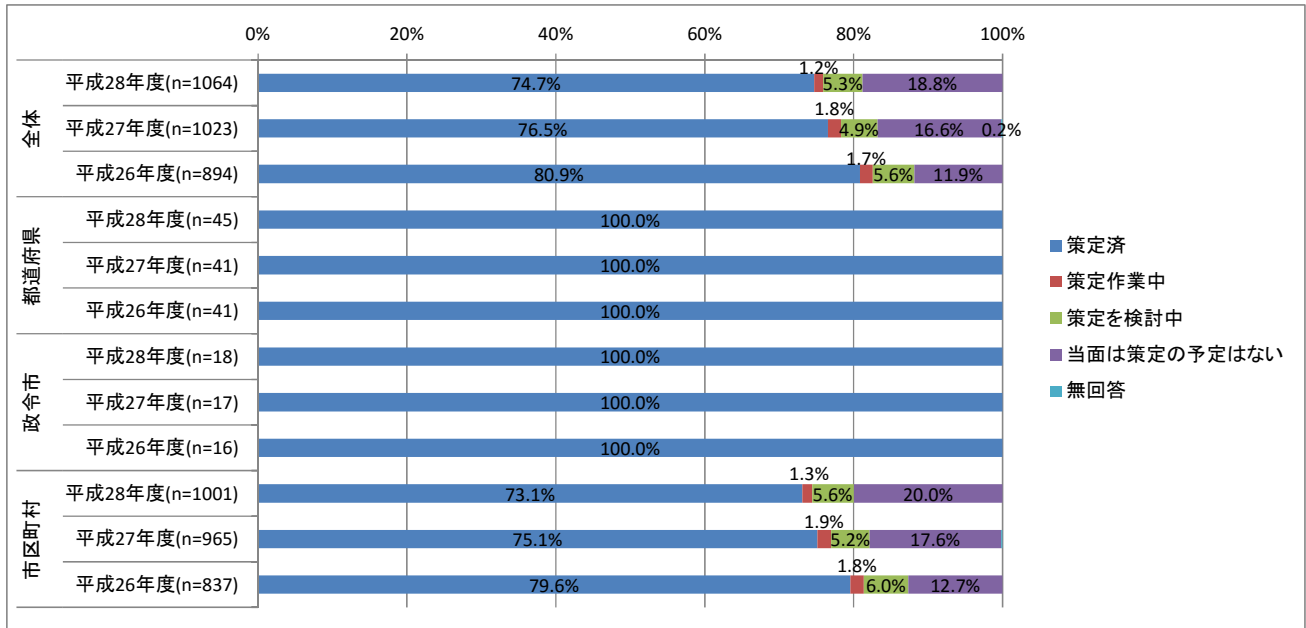


図 9 環境施策の基本となる計画の策定状況

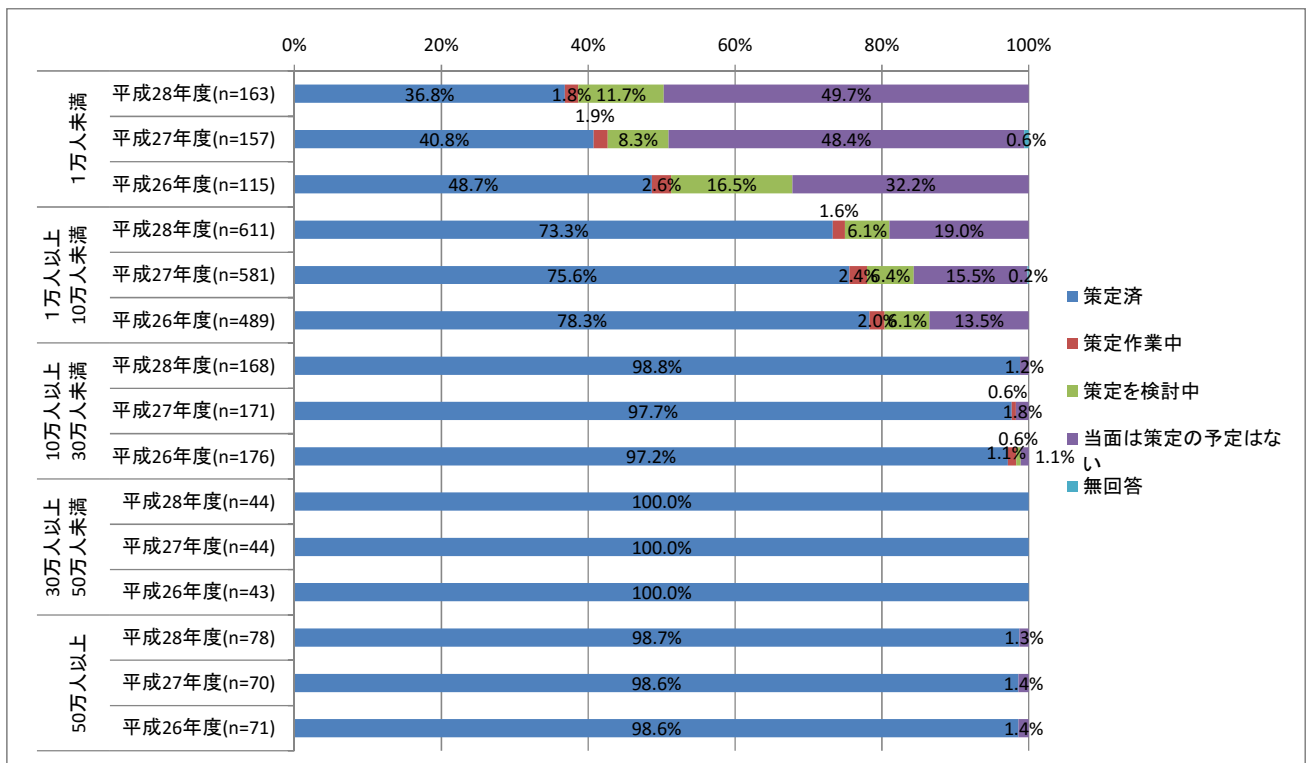


図 10 環境施策の基本となる計画の策定状況（人口規模別）

【「当面は策定の予定はない」理由】

条例や計画について当面は策定を予定していない理由としては、以下のような回答が挙げられた。

- ・環境基本計画に基づいて展開される施策により、環境の保全や持続可能な地域づくりが維持されているため。
- ・人員不足のため。
- ・策定のための予算がない。
- ・策定に必要な知識・情報等が不足しているため。
- ・特段必要性を感じない。
- ・環境基本計画で足りると考えているため。
- ・当自治体は条例や計画に関わらず、住民が中心となり自主的に環境改善に向け活動を行っているため。
- ・他に優先する事項（震災復興、台風被害からの復旧・復興）があるため。
- ・他自治体の条例の整備状況や制定内容を分析していく必要があるため。
- ・自然豊かな過疎地域であるから。
- ・住民や事業者の理解や協力が得られにくいから。

など

(3) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況及び記述内容について調査を行った。

① 策定状況

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況は、全体では 39.8%が策定済みとなった。昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■今年度は、都道府県及び政令市の全てが策定済み又は策定作業中となり、策定予定のない自治体はなかった。30 万人以上の自治体では 97%以上が策定済み又は策定作業中となったが、10 万人以上 30 万人未満の自治体では策定済み又は策定作業中は約 7 割、10 万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中は 2~3 割となった。

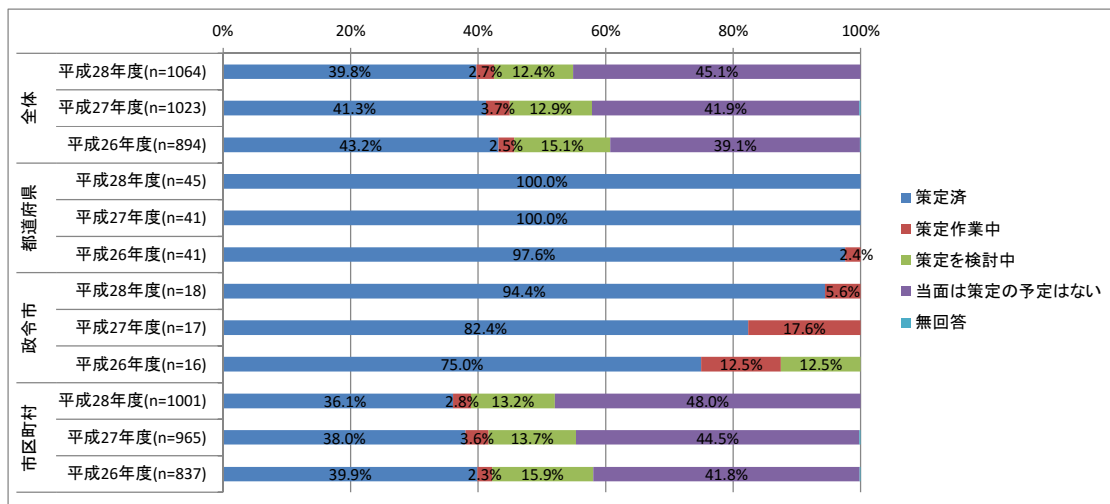


図 11 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況

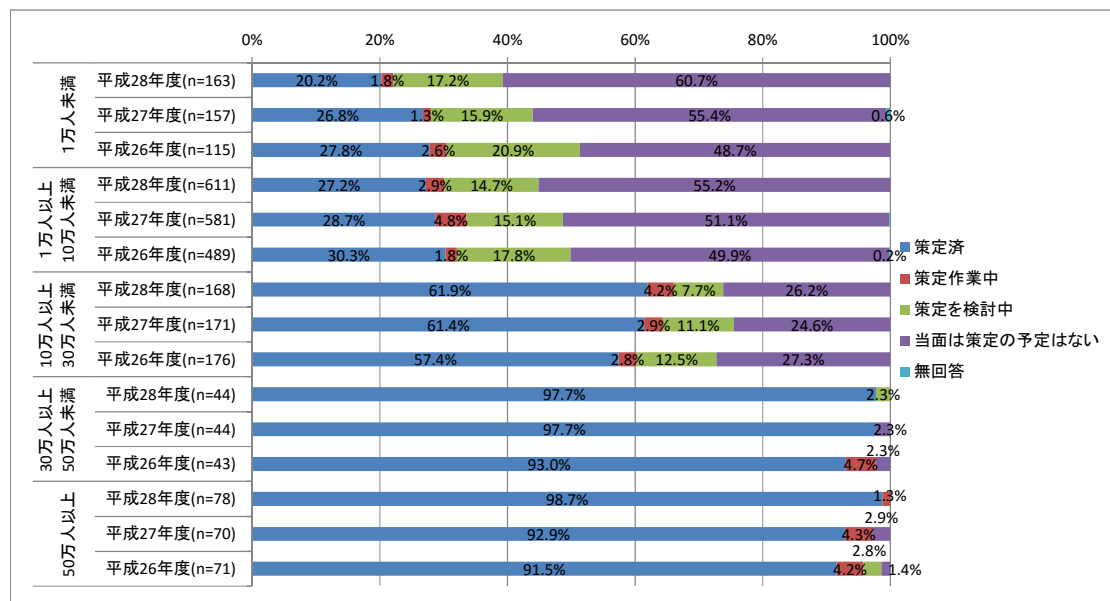


図 12 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況（人口規模別）

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の中に他分野の施策まで記述している自治体は全体では13.1%となり、問題意識や重要性についての記述をしている自治体も含めると全体で30.6%が他分野について記述していると回答した。

■人口規模別でみると、30万人以上50万人未満の自治体で「施策まで記述している」及び「問題意識や重要性については記述しているが施策は記述していない」割合が最も高く、あわせて37.2%の自治体が何らかの記述を行っているという回答した。

■「その他」と回答した自治体の具体的な内容としては、「環境基本計画と統合している（取り込んでいる）」という回答などが挙げられた。

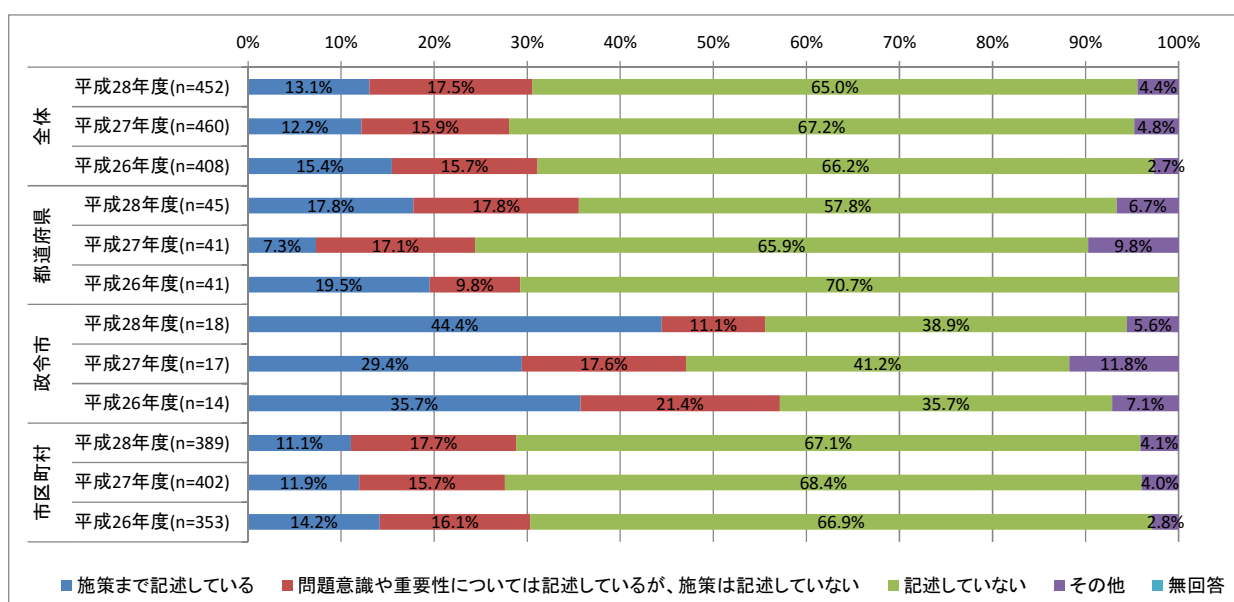


図 13 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の他分野の記述状況

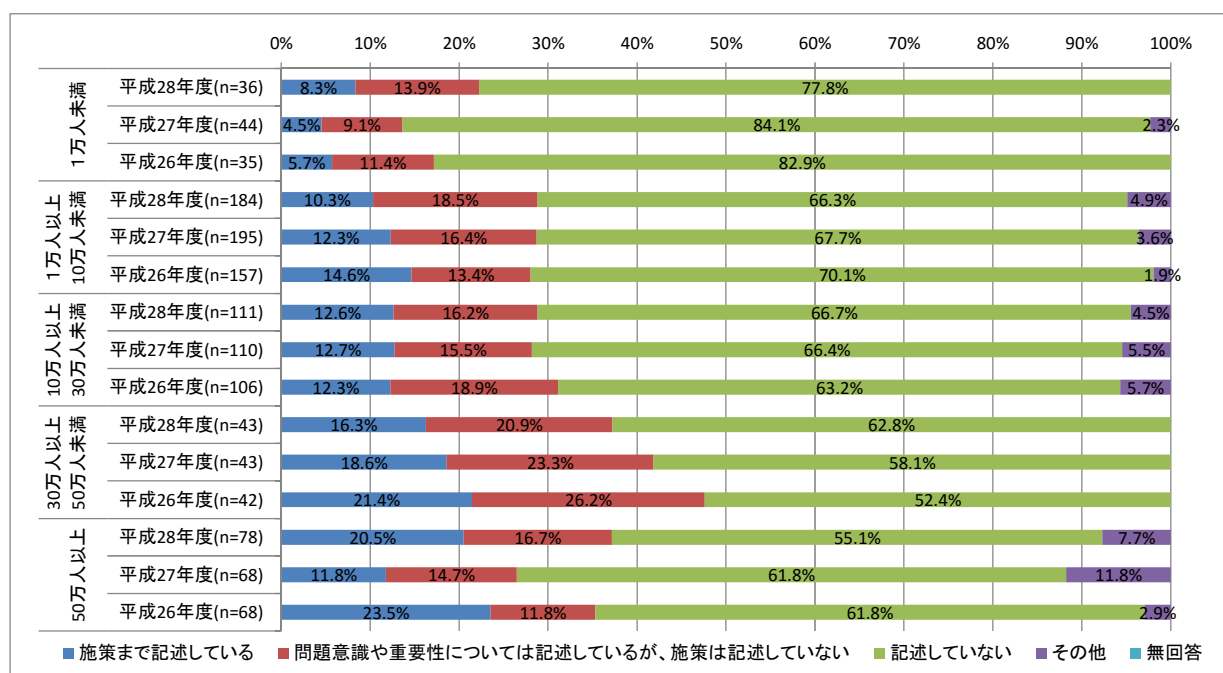


図 14 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の他分野の記述状況（人口規模別）

■その他としては、以下のような回答が挙げられた。

- ・環境基本計画に包含して策定している。
- ・地球温暖化対策地方公共団体計画実行は、環境基本計画に含まれており、環境基本計画において他の分野に関連する事項を記述している。
- ・区域施策編は当自治体の環境基本計画に内包のため、基本計画の中で生物多様性保全や化学物質管理等について記述
- ・詳細な記述ではないが、「生き物を育む空間の形成」という施策の柱を設け、生物多様性保全に関して記している。なお、化学物質管理等に関する記述はない。
- ・環境基本計画と地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を一体の計画として策定しているため、自ずと他の環境分野に関する施策も含む形となる。
- ・冒頭にて、地球温暖化がもたらす影響として項目のみ列挙
- ・他の環境関連個別計画等と整合を図ることを記述している。
- ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」は、環境基本計画に盛り込んでいく予定であり、関連する事項については、他の分野の内容の記載もあり得る。
- ・平成28年度基礎調査、平成29年度策定予定
- ・気候変動がもたらす将来リスクに対する適応策についての位置づけを検討中
- ・他の環境関連個別計画等と整合を図ることを記述している。
- ・平成28年度見直し予定で、新しく生物多様性についても触れる予定

など

② 施策の記述内容

■施策の記述内容について 51 件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。

都道府県・	・再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの効率的な利用
政令市：	・地球温暖化を防止する低炭素型ライフスタイル・ワークスタイルの実践 ・人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換 ・熱中症対策 ・豪雨対策 ・生物多様性を支える基盤づくり ・気候変動に対する適応策の推進を位置づけており、既存施策の内、適応策に該当するものを整理している。この中で、生物多様性に関する施策の内、適応策にも該当するもの（気候変動による影響を評価するためのモニタリングの実施と手法の検討、生物多様性シンボル拠点の整備・活用）を記述している。 ・農業、森林・林業、水産業、自然生態系への地球温暖化への影響 ・環境に配慮した競技大会などの推進 ・荒廃した私有林の間伐や侵入竹の除去を行い、森林が保有する木材生産機能と水源の涵養や二酸化炭素吸収等公益的機能の発揮を高める事業
市区町村：	・地産地消の推進 ・環境・エネルギー関連産業の育成 ・市有施設での ESCO 事業や再生可能エネルギー設備の導入等 ・市民等との協力による緑地の保全管理 ・みどりの里山保全プロジェクト ・低公害車の計画的な購入 ・二酸化炭素の吸収・固定機能を有する緑地の創出や森林の保全 ・太陽光発電システムやその他再生可能エネルギーの導入促進等 ・温室効果ガスの発生が少ない堆肥の使用や、温室における木質ペレットボイラーの普及促進、また天敵や防虫ネットの活用等、環境への負荷の少ない農業の推進の支援 ・水・風・緑によるヒートアイランドの抑制 ・カーボンオフセットを活用した森林づくりの推進 ・「森と共生するまち」を目指した市民学習活動の実施 など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.9 から p.13 に記載している。

(4) 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入

環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入に際しての方法や、特徴的な内容について調査を行った。

① 実施状況

■環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では9割以上が「取り入れた又は取り入れている」となった。

■都道府県、政令市では全自治体が「取り入れた又は取り入れている」となり、1万人以上の自治体では9割以上が「取り入れた又は取り入れている」となった。1万人未満の自治体でも、「取り入れた又は取り入れている」が約8割と高い水準となった。

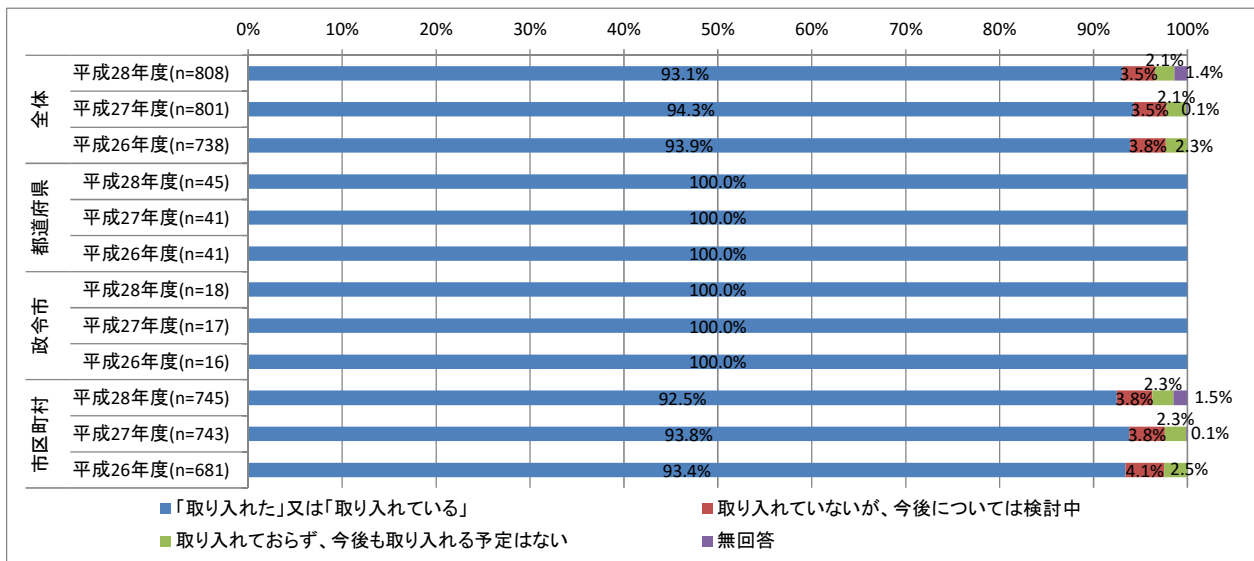


図 15 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況

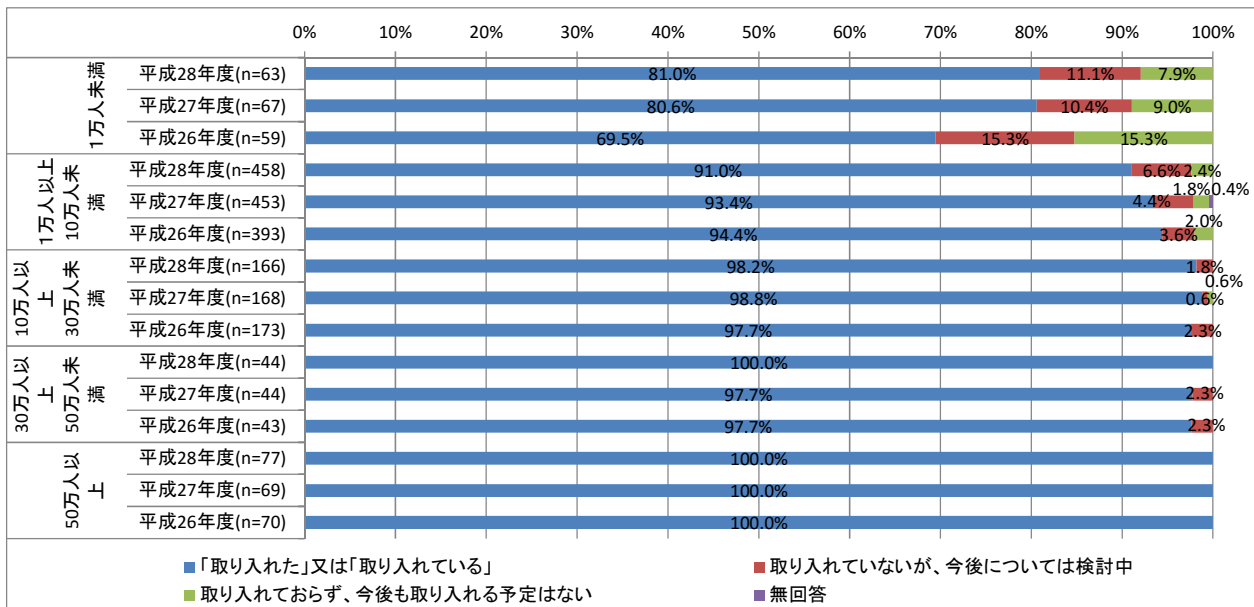


図 16 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況（人口規模別）

② 意見の取り入れ方法

■意見の取り入れ方法としては、市民参加型の委員会の設置、パブリックコメントやアンケートの実施が多く、いずれも約7割であった。イベントでの意見聴取の実施は2割以下であった。

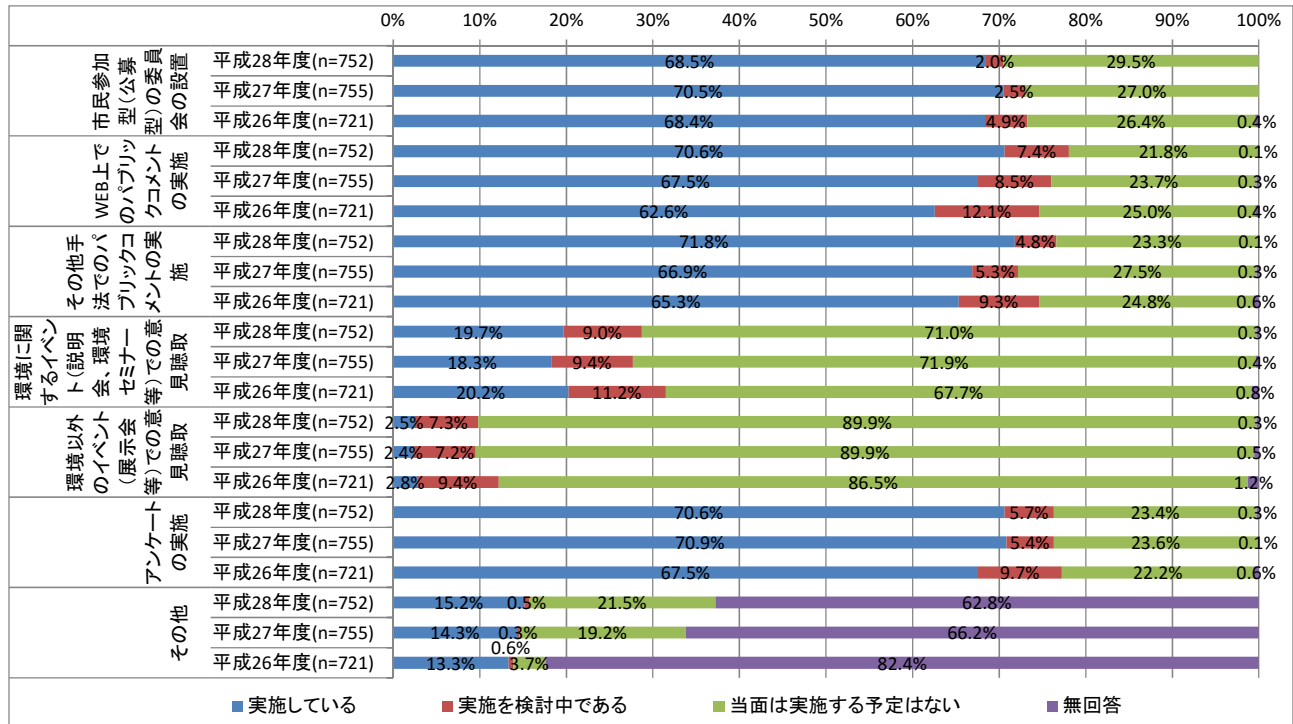


図 17 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のような回答が挙げられた。

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 都道府県・ | ・有識者からの意見聴取 |
| 政令市： | ・プロジェクトチームやワーキンググループを設置し意見聴取 |
| | ・「県民の意見を聴く会」の開催 |
| | ・環境審議会 |
| | ・環境タウンミーティング |
| | ・電子会議室 |
| | ・環境審議会委員を公募 |
| 市区町村： | ・過去のアンケート分析(再集計) |
| | ・Twitter を活用したパブリックコメントの実施を周知 |
| | ・公募委員を含む有識者等で構成する環境審議会からの意見聴取 |
| | ・環境活動団体等へのヒアリングの実施 |
| | ・地区単位の説明会・意見交流会 |
| | など |

③ 意見の取り入れ方法についての特徴的な内容

- 環境施策の基本となる条例及び計画の策定の際の住民等からの意見取入の特徴的な内容については、244件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。
- 全体として、アンケートの実施、市民公募型の委員会、ワークショップの開催、意見交換会の実施、パブリックコメントの実施に関する回答が多く得られた。
- 具体的に記載されていた回答の特徴的な内容の事例を以下に示す。

<事例1>

- ・パブリックコメント時は、キックオフイベントとして広く一般に参加者を募り、計画原案に対して自由に意見交換する場を設けた。（その場で、意見交換を踏まえた多数のパブリックコメントを得た。）

<事例2>

- ・計画策定の早期の段階で市民対話を実施し、自由な意見交換の中で出されたアイデア等についても骨子・素案の検討材料とした。（市内で環境活動を実施している方々を対象として開催）

<事例3>

- ・第一次環境基本計画策定の際に発足した公募市民の会がNPO法人に発展して、第二次環境基本計画についても市民団体と協働で策定にあたった。

<事例4>

- ・工業都市であることも踏まえて、委員会の構成員に事業所の人を入れ、事業所からの立場から意見を頂戴している。

- その他の事例を以下に示す。

- ・当自治体で実施している市内大学の卒業生で構成される市民ボランティア団体にヒアリングを実施
- ・環境映画の上映会を開催し、参加者を対象にアンケートを実施した。
- ・広報誌、ケーブルテレビ等でのパブコメの募集
- ・環境基本計画推進組織（NPO）との検討会開催
- ・県民電子会議室の実施
- ・学識経験者、市民活動団体、企業、学生、公募の委員等から成る市民検討会議の設置
- ・ビッグデータ分析結果を活用した。

など

- その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.13 から p.22 に記載している。

(5) 環境施策の基本となる計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入

環境施策の基本となる計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入に際しての方法や、特徴的な内容について調査を行った。

① 実施状況

■計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では約7割が「取入れた又は取入れている」となった。

■人口規模別では、10万人以上の自治体では、「取入れた又は取入れている」が7割以上となった。1万人未満の自治体では昨年度よりも「取入れた又は取入れている」が多くなった。

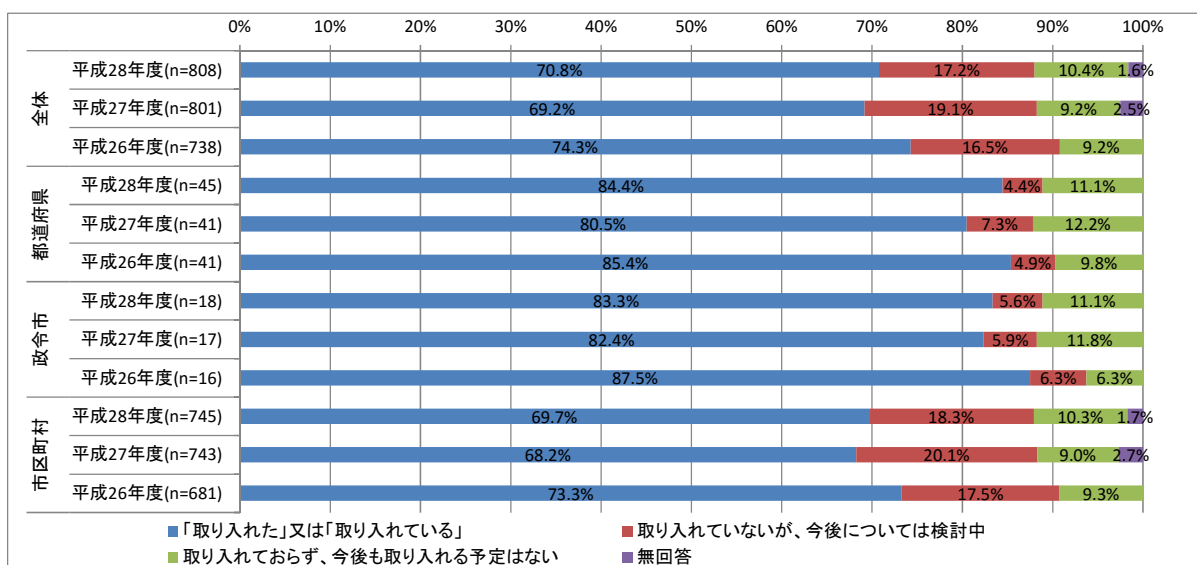


図 18 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況

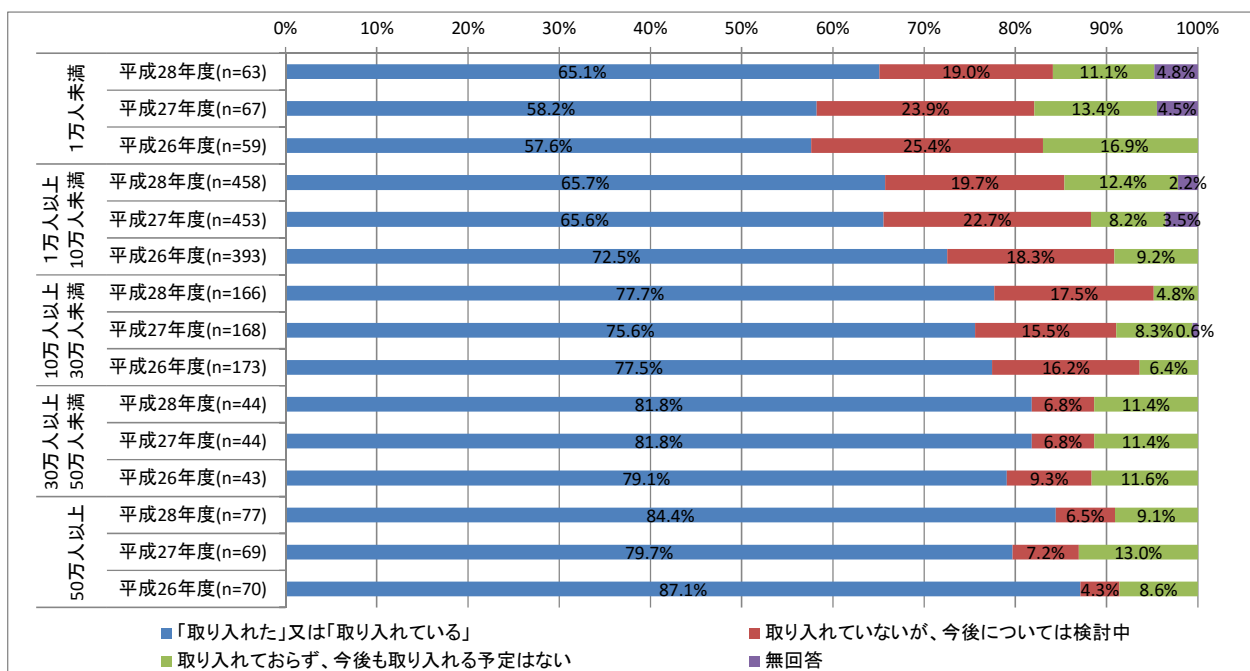


図 19 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況（人口規模別）

② 意見の取り入れ方法

■意見の取り入れ方法は、「市民参加型（公募型）の委員会の設置」が最も多く、65.7%となった。次いで「アンケートの実施」が約5割、また「WEB上や広報誌での意見の受付」が約4割となった。

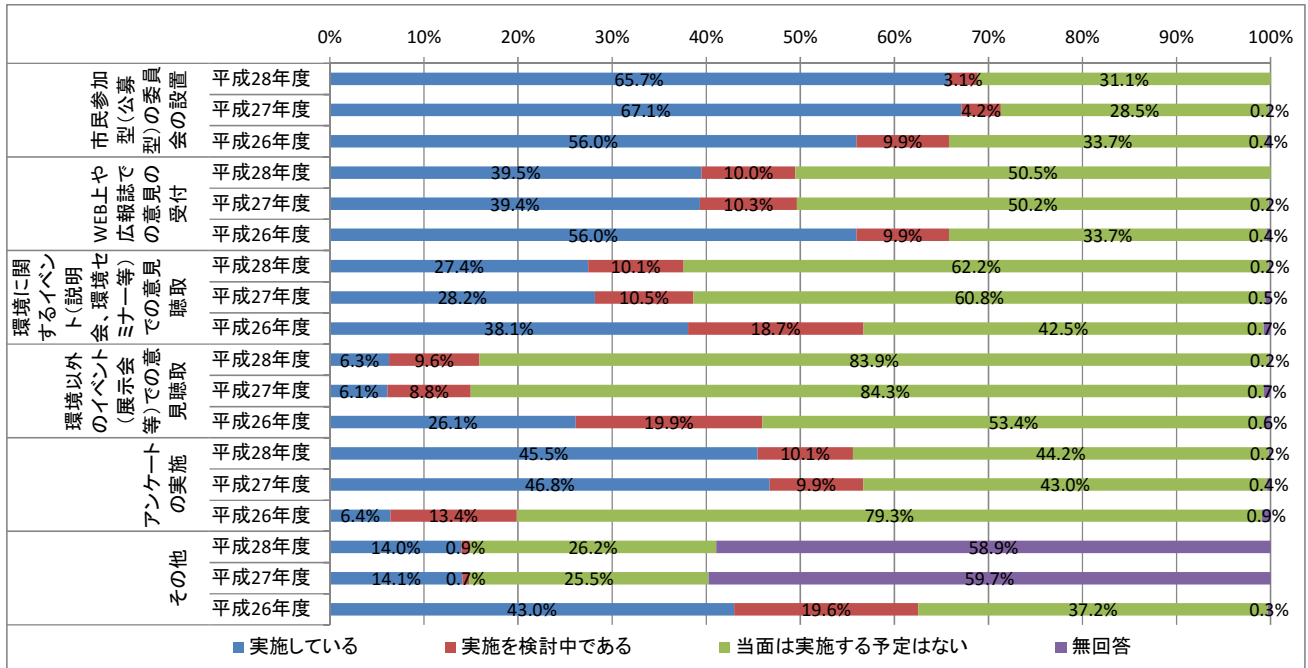


図 20 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のような回答が挙げられた。

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 都道府県・ | ・プロジェクトチームやワーキンググループの設置による意見聴取 |
| 政令市： | ・環境審議会 |
| | ・民間団体を訪問し、意見交換 |
| 市区町村： | ・パブリックコメント |
| | ・環境審議会 |
| | ・NPO法人からの提言の聴取 |
| | ・環境マネジメントシステム |
| | ・報告書に対する意見の募集 |
| | ・市民団体との話し合いによる意見聴取 |
| | ・環境団体へ意見の照会 |
| | ・過去のアンケート分析（再集計） |
- など

③ 意見の取り入れ方法についての特徴的な内容

- 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の特徴的な内容については、177件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。
- 全体として、アンケートの実施、市民公募型の委員会、ワークショップの開催、意見交換会の実施、パブリックコメントの実施に関する回答が多く得られた。
- 具体的に記載されていた回答の特徴的な内容の事例を以下に示す。

<事例1>

・エネルギー関連企業、公共交通関連企業、商工・消費者等の各種関係団体、マスコミ、教育・行政関連など各主体の代表に参画頂く県民会議を設置し、頂いた意見をもとにした事業やその展開方法を検討している。

<事例2>

・家庭から廃棄される食品ロスの実態把握を目的とした調査を実施した。幅広く市民よりモニターを募集し、日頃の廃棄食品や廃棄理由等を日記形式で記録に取り組んでいただき、302世帯から回答があった。

<事例3>

・市民参加型（公募）のワークショップを開催し、地域課題の抽出や課題解決に向けた取り組みについて検討し提案書を作成。この提案書をベースに市民、事業者、学識経験者等からなる策定検討委員会を開催。同委員会の審議により計画書（案）が作成され、市長への答申が行われた。また、この計画書（案）についてパブリックコメントを実施したうえで、計画が策定された。

その他の事例を以下に示す。

- ・広く地域の方々から意見・提言を聞き、市政に反映させることを目的に、市長と語る会を開催
- ・NPO法人から基本計画に基づく施策等の提言を徴収した。
- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、補助金を交付した人を対象に実施した事業効果追跡調査の中で、市の地球温暖化対策施策に対する意見を承った。
- ・生物多様性地域戦略の策定にあたり自然保護に関心がある住民、自然保護団体等との意見交換を実施
- ・エネルギー関連企業、公共交通関連企業、商工・消費者等の各種関係団体、マスコミ、教育・行政関連など各主体の代表に参画頂く県民会議を設置し、頂いた意見をもとにした事業やその展開方法を検討している。

など

- その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.22 から p.29 に記載している。

(6) 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした地方公共団体

環境施策の基本となる計画に策定時に国の環境基本計画のどのような部分を参考としたかについての調査を行った。

① 「第四次環境基本計画」の認知状況

■ 「第四次環境基本計画」の認知状況については、全体では「詳しい内容まで知っている（本文を読んだことがある）」及び「概要程度は知っている」が67.2%となり、昨年度よりわずかに増えた。

■ 人口規模別では、10万人以上の自治体において、「詳しい内容まで知っている（本文を読んだことがある）」及び「概要程度は知っている」が約9割を占めた。

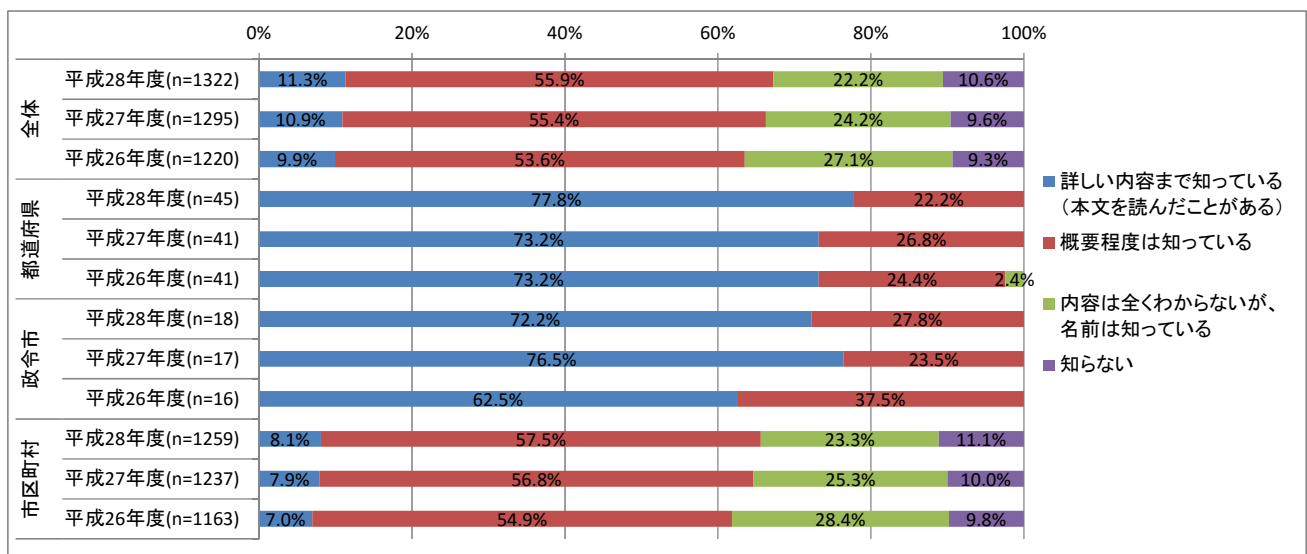


図 21 「第四次環境基本計画」の認知状況

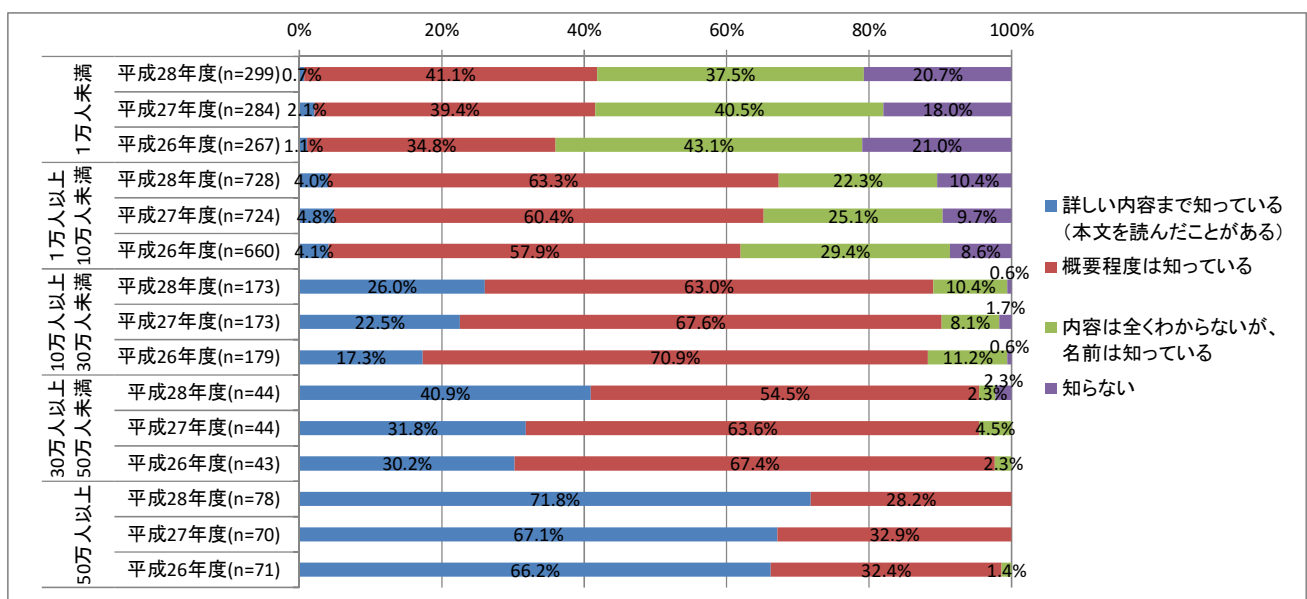


図 22 「第四次環境基本計画」の認知状況（人口規模別）

② 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考としたか

■環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした地方公共団体は、全体では66.5%となり、昨年度より増えた。

■いずれの規模の自治体でも9割以上が参考としている又は参考とすることを検討している。

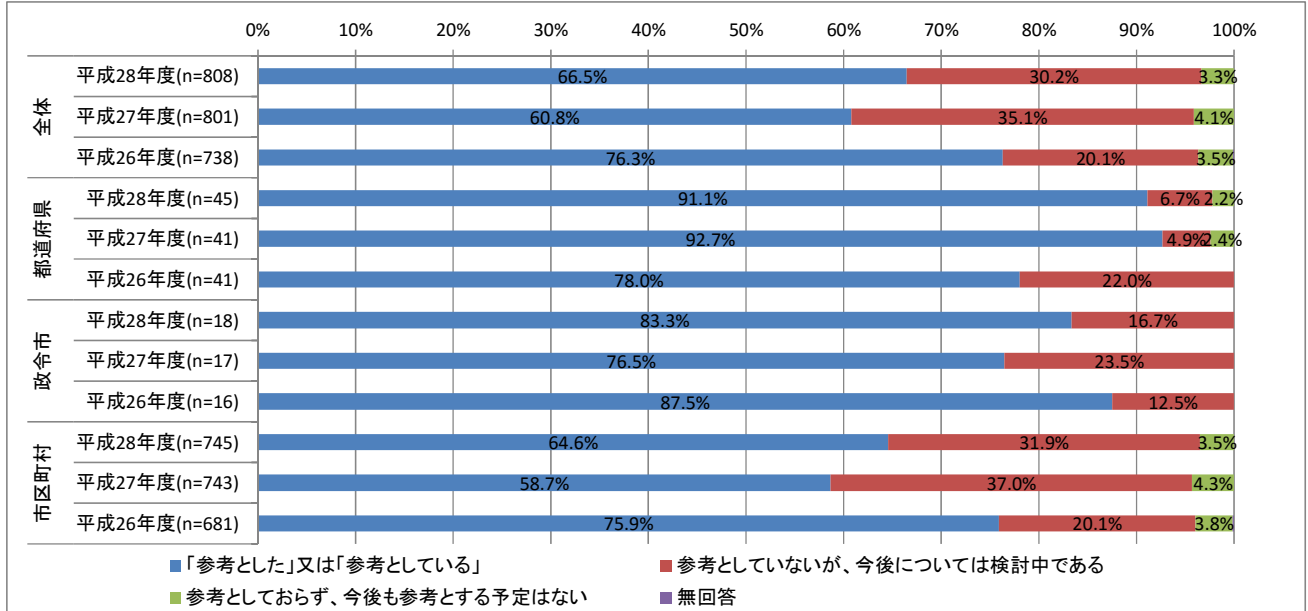


図 23 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした割合

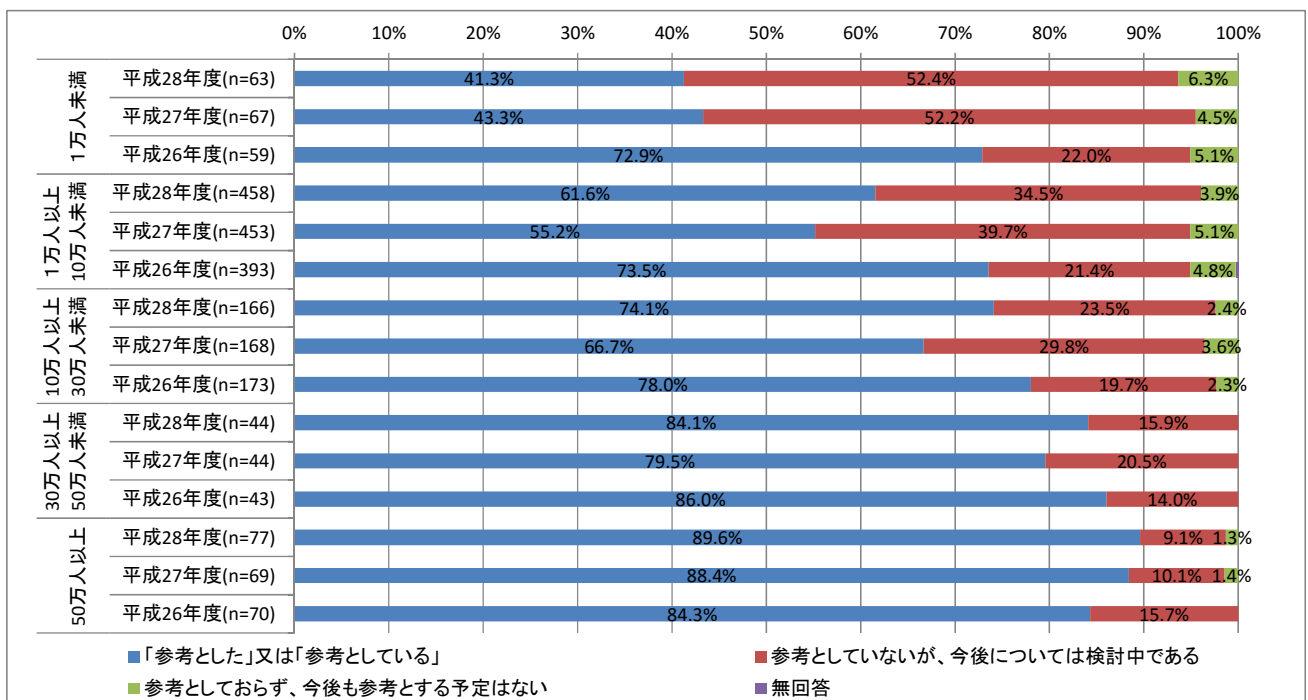


図 24 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした割合（人口規模別）

③ 参考とした内容

■参考とした内容について 235 件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。

都道府県・	・ 政策・施策の方向性等
政令市：	・ 成果を図る指標の設定項目
	・ 環境基本計画に記載されている分野、項目、各主体の役割
	・ 目指すべき持続可能な社会の姿
	・ 地球温暖化対策に代表される、環境に対する国際ルールの策定や、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しの動きなどの社会情勢、環境問題等の変化を反映
市区町村：	・ 今後の環境政策の展開の方向
	・ 法体系や計画の位置づけ
	・ 「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野を補完・連携した。
	・ 東日本大震災がもたらした今日の社会的状況を踏まえ、今日の環境に関する状況・課題を幅広く的確に把握し、長期的な視野に立って作成するようにした。
	・ 地域づくり・人づくりの推進の観点など
	・ 国の環境基本計画と整合性のとれた計画を策定した。
	・ 目指すべき持続可能な社会の姿
	・ 優先的に取り組む重点分野
	など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.29 から p.37 に記載している。

(7) 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発

環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発についてその状況とその際の工夫について調査を行った。

① 普及・啓発状況

- 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況は、全体では78.8%が「実施した又は実施している」となった。
- 都道府県、政令市では9割以上が「実施した又は実施している」と回答している。
- 今年度、人口規模別では、1万人未満の自治体では「実施した又は実施している」との回答が約6割であるが、規模が大きくなるほど「実施した又は実施している」の割合が増える傾向にある。

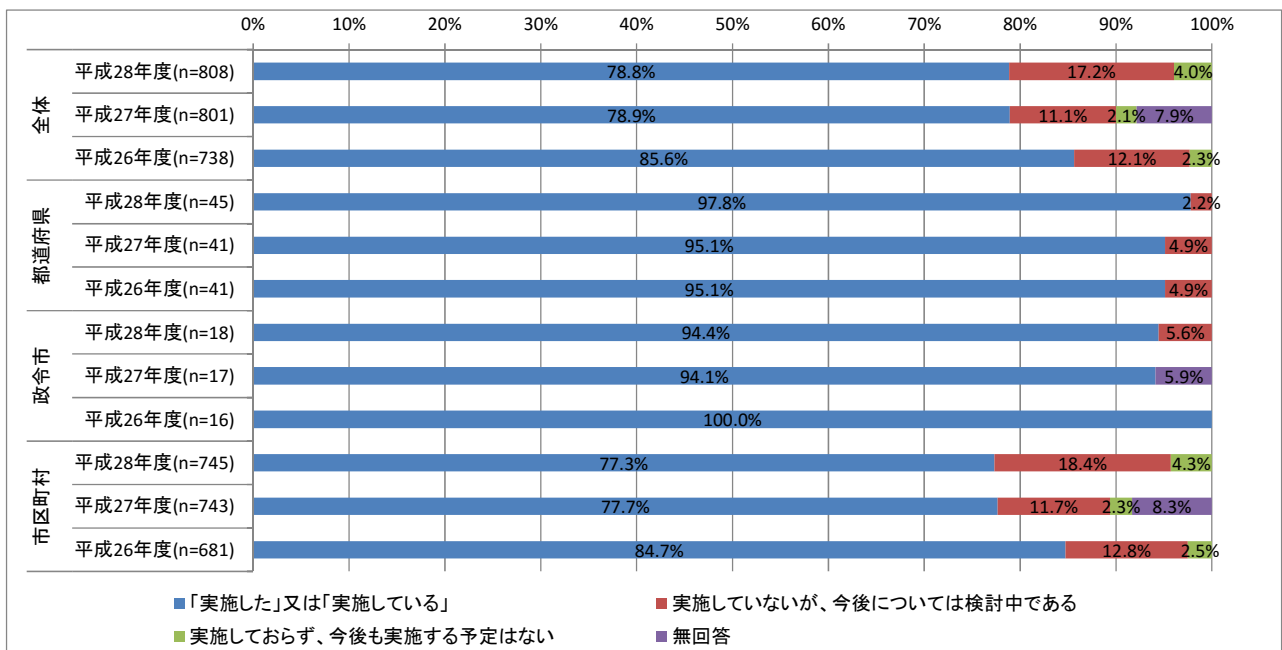


図 25 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況

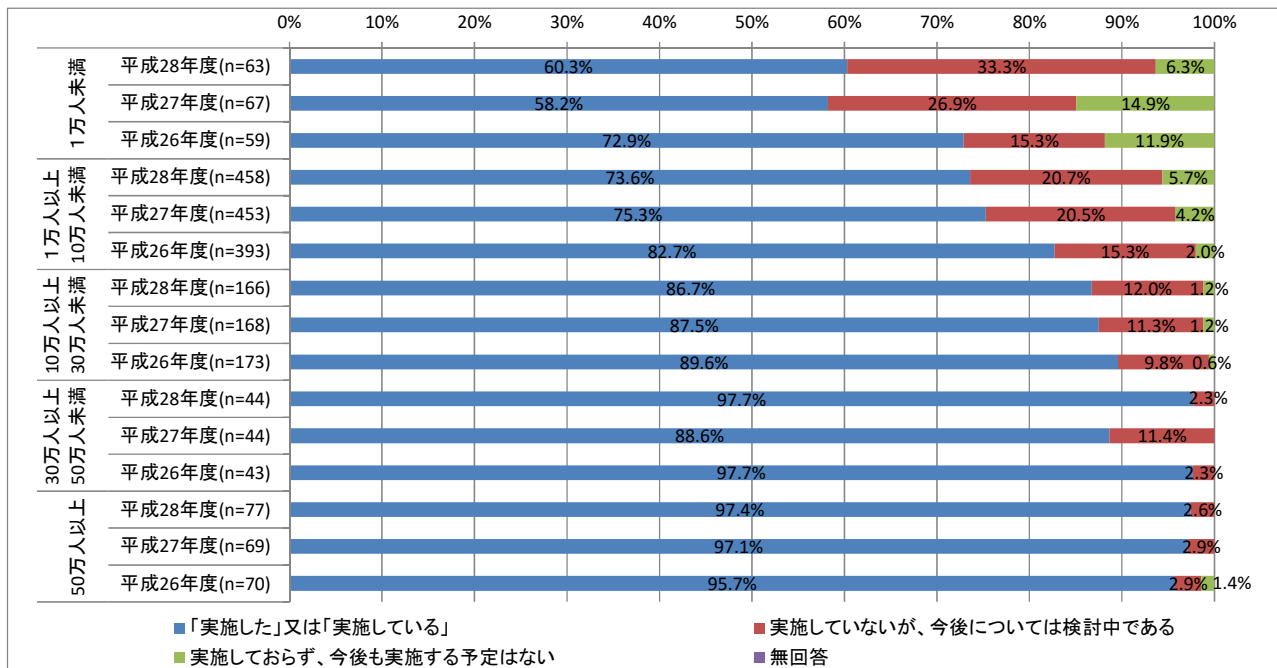


図 26 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況（人口規模別）

② 普及・啓発の具体的な内容・工夫

■具体的に記載されていた回答で普及・啓発の具体的な内容あるいは工夫などについて 519 件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。

<具体的な内容>

- ・ホームページへの掲載
- ・広報誌等への掲載
- ・パンフレットの作成
- ・フェイスブック、ツイッターでの情報発信
- ・住民向け環境学習講座での講義
- ・計画のダイジェスト版の全戸配布
- ・環境啓発イベントの開催
- ・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関による普及啓発活動、コミュニティFM を通じての普及
- ・概要版の自治会回覧
- ・みどりのカーテンプロジェクトによる地球温暖化対策についての普及啓発

など

<工夫>

- ・環境情報誌を年2回発行している。「日常生活から地球環境を見直す」という視点に立ち、環境に配慮した暮らしや、それを実現する方法などをわかりやすく伝えることにより、住民のライフスタイルの転換を図ることを目的としている。
- ・本市で行う環境活動をブランド化して推進することにより、所属を超えた事業でも統一感や連続性を持たせることが可能／既存事業の見せ方を工夫しコストをかけず新たな魅力の創出／PR効果の向上が期待でき、市民への浸透力がアップといった効果が得られた。
- ・おもちゃ交換会を開催し、3Rの普及啓発を行っているほか、市の豊かな自然を紹介する自然観察ガイドブックを発行し、これを活用した自然観察会を実施している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.38 から p.49 に記載している。

(8) 環境施策の基本となる計画の点検

環境施策の基本となる計画の点検状況とその具体的な内容あるいは工夫の事例について調査を行った。

① 点検状況

■環境施策の基本となる計画の点検状況は、全体では 74.3%が「実施した又は実施している」となった。

■人口規模別では、30 万人以上の自治体では 9 割以上が「実施した又は実施している」となった。

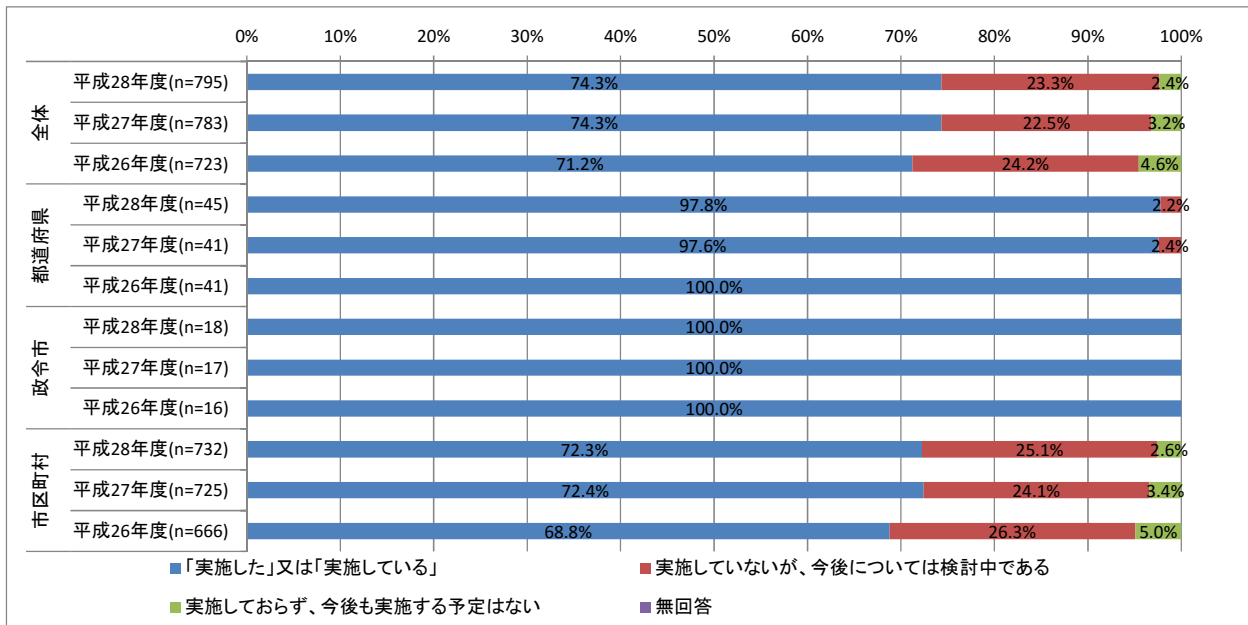


図 27 環境施策の基本となる計画の点検状況

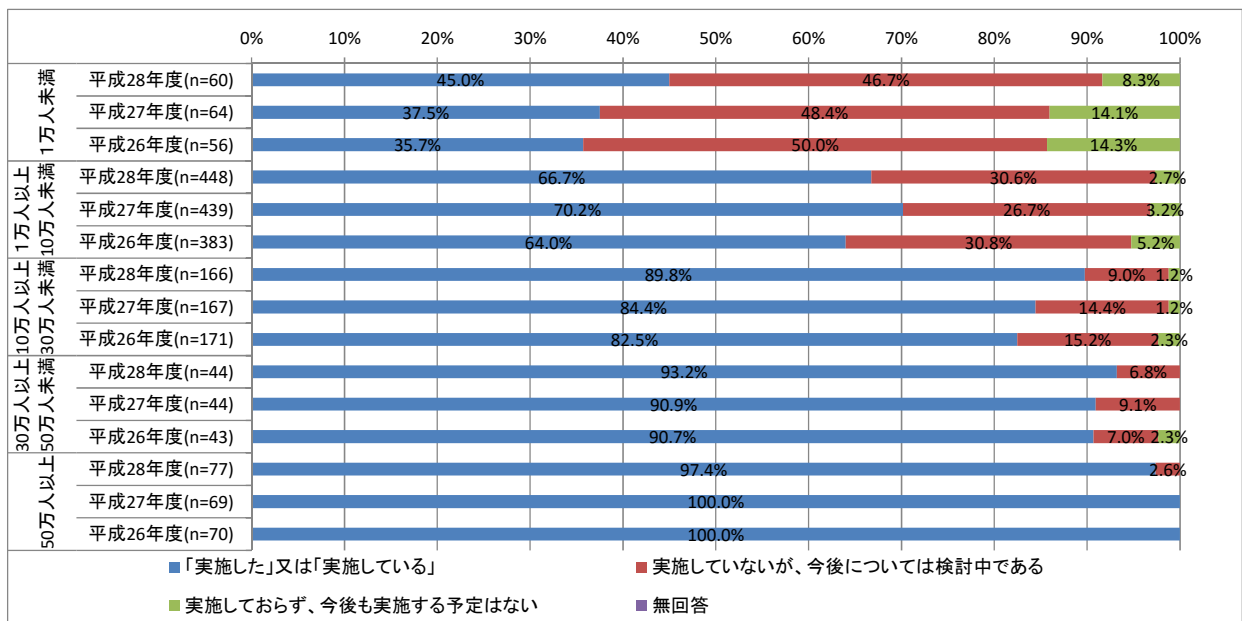


図 28 環境施策の基本となる計画の点検状況（人口規模別）

② 点検の具体的な内容・工夫

■環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検について具体的な内容あるいは工夫などについて 522 件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。

<具体的内容>

- ・市民や有識者で構成される審議会で行っている。
- ・施策の実施状況を担当者にヒアリングしている。
- ・住民及び企業に対しアンケート調査を実施
- ・各部署において進捗状況を点検、報告
- ・年次報告書を作成し、審議会などにおいて点検を実施している。
- ・各事業担当課が環境の状態・環境への負荷・行政施策を表す各指標・関連データの推移についての進捗点検調査票を作成することにより実施

など

<工夫>

- ・報告書については、環境審議会からの意見などを参考に、表現などをわかりやすくなるよう留意している。
- ・環境マネジメントシステム（ISO14001）の活用（EMS の環境目的・目標を計画の行動目標と整合性をもたせている）
- ・各指標の目標達成率を計算し、3～5 段階の達成状況に区分して評価（キャラクターの顔の活用も含む）することで、わかりやすくした。
- ・PDCA サイクルに基づいた進行管理
- ・市の環境マスタープランに定める重点施策については、外部評価員により、施策実施状況、目標達成の点検評価等を受け、その内容を附して市の環境保全審議会に報告して、意見や提言を受けている。
- ・当自治体の住民感覚に近い形で設定した指標をレーダーチャート形式で表現し、視覚的に環境の状況がわかるような形にしている。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.49 から p.68 に記載している。